

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
 株T-Flap

目次

告 示

- 告示第39号 宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱……………（保育支援課）…2
- 告示第40号 宇治市放課後児童健全育成事業運営要綱の一部を改正する要綱……………（こども福祉課）…2
- 告示第42号 宇治市文書区分等に関する要綱の一部を改正する要綱……………（人事課）…2
- 告示第43号 中小企業融資保証料補給金交付要綱の一部を改正する要綱……………（産業振興課）…2
- 告示第44号 中小企業融資利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱……………（産業振興課）…2
- 告示第45号 令和8年度一般廃棄物処理実施計画……………（まち美化推進課）…2
- 告示第46号 令和8年度固定資産の価格等の登録……………（税務課）…9
- 告示第49号 京都府南部地域における消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の共同設置に関する規約……………（消防総務課）…9

公 告

- 公告第17号 物品（救急自動車、化学消防ポンプ自動車、船外機、船外機用プロペラ、2tプレス塵芥車）の売払いに係る一般競争入札……………（まち美化推進課）…10
- 公告第18号 宇治市黄檗公園プール改修建築工事に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…12
- 公告第19号 宇治市黄檗公園プール改修機械工事に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…15
- 公告第20号 西宇治中学校施設長寿命化改修工事（その4）に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…17
- 公告第21号 木幡中学校校体育館空調設置ほか改修工事に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…19
- 公告第22号 広野中学校校体育館空調設置ほか改修工事に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…21
- 公告第23号 宇治黄檗学園体育館空調設置ほか改修工事に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…23

- 公告第24号 東宇治中学校旧館棟解体工事に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…26

議 会

- 規則第1号 宇治市議会会議規則の一部を改正する規則……………28
- 規程第1号 宇治市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程……………30

教 育 委 員 会

- 規則第2号 宇治市学校給食センター条例施行規則……………31
- 規則第3号 行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則……………31

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第41号 宇治市各投票区の投票場所の名称変更……………31
- 告示第42号 選挙管理委員会の招集場所の変更……………32

公 営 企 業

- 規程第1号 宇治市上下水道部公印規程等の一部を改正する規程……………32
- 公告第11号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定の取消し……………33
- 公告第12号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定……………33
- 公告第13号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定……………33

告 示

宇治市告示第39号

宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和8年3月27日

宇治市長 松村 淳子

宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱(宇治市障害児保育事業補助金交付要綱(昭和59年宇治市告示第153号))の一部を次のように改正する。

別表中「120,000円」を「126,170円」に、「139,790円」を「146,750円」に、「58,760円」を「61,780円」に、「67,870円」を「71,250円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。(経過措置)
2 改正後の宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の規定は、令和8年度以後の年度分の補助金について適用し、令和7年度分までの補助金については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市告示第40号

宇治市放課後児童健全育成事業運営要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和8年3月27日

宇治市長 松村 淳子

宇治市放課後児童健全育成事業運営要綱の一部を改正する要綱

宇治市放課後児童健全育成事業運営要綱(平成15年宇治市告示第39号)の一部を次のように改正する。

別表第1小倉育成学級の項中

「120人」を「155人」に改め、同表中

「120人」 「155人」

「北小倉育成学級」を「西小倉育成学級」に改め、同表中

Table with 3 columns: School Name, Address, and Number of Students. Rows include 北小倉育成学級 (40人), 西小倉育成学級 (60人), and 南小倉育成学級 (40人).

「にしおぐら育成学級」を「にしおぐら育成学級」に改め、同表中

Table with 3 columns: School Name, Address, and Number of Students. Row includes にしおぐら育成学級 (165人).

改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市告示第42号

宇治市文書区分等に関する要綱の一部を改正する要綱を、次のと

おり定める。

令和8年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市文書区分等に関する要綱の一部を改正する要綱(宇治市文書区分等に関する要綱(平成10年宇治市告示第56号))の一部を次のように改正する。

別表の第4の部第1項第2号エ中

Table with 3 columns: Facility Name, Number, and Category. Rows include 大久保青少年センター (5000700, 教大青) and 学校給食センター (5000800, 教給).

める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市告示第43号

中小企業融資保証料補給金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和8年3月31日

宇治市長 松村 淳子

中小企業融資保証料補給金交付要綱の一部を改正する要綱(中小企業融資保証料補給金交付要綱(平成16年宇治市告示第48号))の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「、令和8年3月31日」を「、令和9年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市告示第44号

中小企業融資利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和8年3月31日

宇治市長 松村 淳子

中小企業融資利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱(中小企業融資利子補給金交付要綱(平成12年宇治市告示第95号))の一部を次のように改正する。

別表中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市告示第45号

令和8年度一般廃棄物処理実施計画について

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成8年宇治市条例第10号)第10条第1項の規定により、令和8年度の宇治市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示します。

令和8年3月31日

宇治市長 松村 淳子

1 一般廃棄物の処理状況

種 類		量	
ご	家庭系ごみ	可燃ごみ	20,848 t/年
		不燃ごみ	5,213 t/年
	小 計		26,061 t/年
	事業系ごみ	可燃ごみ	9,720 t/年
		不燃ごみ	86 t/年
	小 計		9,806 t/年
み	資源ごみ	容器包装廃棄物	4,755 t/年
		その他資源ごみ	4,840 t/年
	小 計		9,595 t/年
	計		45,462 t/年
し	し 尿		3,054 kl/年
	浄化槽汚泥		9,088 kl/年
	尿 計		12,142 kl/年

2 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

種 類	区 分	収集運搬	中 間 処 理		最 終 処 分	
		処理主体	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
家庭系ごみ	可燃ごみ	宇治市(直営・委託) 許可業者 排出者	城南衛生管理組合	焼却	城南衛生管理組合 大阪湾フェニックス	埋立
	不燃ごみ (スプレー缶を含む。)	宇治市(直営・委託) 許可業者 排出者	城南衛生管理組合	破碎・焼却	城南衛生管理組合 (一財)宇治廃棄物処理公社 大阪湾フェニックス	埋立
事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者 排出者	城南衛生管理組合	焼却	大阪湾フェニックス	埋立
	不燃ごみ	許可業者 排出者	城南衛生管理組合	破碎・焼却	城南衛生管理組合 (一財)宇治廃棄物処理公社 大阪湾フェニックス	埋立
容器包装廃棄物	缶 類	宇治市(直営・委託)	城南衛生管理組合 社会福祉施設	選別・保管	指定法人 民間業者	資源化
	びん類	宇治市(直営・委託)	城南衛生管理組合	選別・保管	指定法人 民間業者	資源化
	紙パック	宇治市(直営)	社会福祉施設	保管	指定法人 民間業者	資源化
	ペットボトル	宇治市(直営・委託)	城南衛生管理組合	選別・保管	民間業者	資源化
	プラスチック資源 (プラスチック製 容器包装及び製品プラスチック)	宇治市(直営)	城南衛生管理組合	選別・保管	指定法人 民間業者	資源化
	段ボール	宇治市(直営・委託) 自治会等	宇治市 民間業者	保管 選別・保管	民間業者	資源化
資源ごみ	古 紙 (古布類を含む)	宇治市(直営・委託) 自治会等	宇治市	保管	民間業者	資源化
			民間業者	選別・保管		
	廃乾電池	宇治市(直営・委託)	城南衛生管理組合	保管	民間業者	資源化
	魚アラ	指定業者	京都市魚アラ中継施設	資源化(魚粉・魚油)	京都市魚アラ中継施設委託業者	売却
	剪定枝	宇治市(直営) 排出者	城南衛生管理組合	資源化(チップ化物)	民間業者 市民	引渡し・配布
	廃家電製品	宇治市(直営)	家電製品協会指定引取場所	選別・保管	再資源化施設	資源化
廃パソコン	宇治市(直営)	城南衛生管理組合 再資源化施設	選別・保管	再資源化施設	資源化	
廃食用油	民間業者			民間業者	資源化	
ペットボトル キャップ	宇治市(直営)	城南衛生管理組合	選別・保管	再資源化施設	資源化	

蛍光管	宇治市(直営)	城南衛生管理組合	選別・保管	再資源化施設	資源化
小型家電 (充電電池を含む)	宇治市(直営)	宇治市	選別・保管	再資源化施設	資源化
		民間業者	破碎・選別・保管		
使用済インク カートリッジ	宇治市(直営)	宇治市	選別・保管	民間業者	資源化
食品残さ	許可業者	民間業者	資源化	民間業者	売却・配布

(2) し尿

種類	区分	中間処理		最終処分	
	処理主体	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
し尿	城南衛生管理組合 (委託)	城南衛生管理組合	八幡市公共 下水道排水	洛南浄化センター	凝集剤併用型 循環式硝化脱 窒法+急速ろ 過、標準活性 汚泥法、凝集 剤併用型ステップ 流入式多段階 硝化脱窒法+急 速ろ過
浄化槽 汚泥	許可業者		焼却	城南衛生管理組合 (一財)宇治廃棄物処理公社 大阪湾フェニックス	埋立

3 一般廃棄物の処理実施計画

(1) ごみ処理実施計画

(ア) 収集運搬計画

種類	項目	処理主体	収集区域の範囲	収集回数	収集の方法
家庭系	可燃ごみ	宇治市 (直営・委託)	市内全域	週2回	ステーション方式
		許可業者	市内全域	随時	戸別収集
		排出者	市内全域	随時	自己搬入
ごみ系	不燃ごみ (スプレー缶 を含む。)	宇治市 (委託)	市内全域(下記を除く。)	週1回	ステーション方式
		宇治市 (直営)	市内一部山間地域	週1回	ステーション方式
			市内全域	随時	戸別収集
			許可業者	市内全域	随時
事業系	可燃ごみ	許可業者	市内全域	随時	戸別収集
		排出者	市内全域	随時	自己搬入
	不燃ごみ	許可業者	市内全域	随時	戸別収集
		排出者	市内全域	随時	自己搬入

※ 資源ごみは、(イ)に記載

※ 宇治市ふれあい収集(ごみ収集福祉サービス)は、別に定める。

(イ) ごみの排出抑制・再資源化計画

排出抑制の方法

種類	項目	処理主体	排出抑制の方法
家庭系 ごみ	可燃ごみ	宇治市(直営・委託) 許可業者 排出者	1 広報紙・ちらし(分別)・日程表などで分別・減量の啓発 2 古紙回収事業の推進 3 宇治市廃棄物減量等推進審議会の提言に基づく排出抑制の推進 4 廃食用油回収支援事業の推進 5 生ごみの水切り啓発 6 指定ごみ袋制の導入
	不燃ごみ	宇治市(直営・委託) 許可業者 排出者	1 広報紙・ちらし(分別)・日程表などで分別・減量の啓発 2 容器包装廃棄物回収の推進 3 宇治市廃棄物減量等推進審議会の提言に基づく排出抑制の推進 4 指定ごみ袋制の導入
事業系 ごみ	可燃ごみ	許可業者 排出者	1 広報等で分別・減量の啓発 2 減量、再資源化等の促進要請 3 宇治市廃棄物減量等推進審議会の提言に基づく排出抑制の推進
	不燃ごみ	許可業者 排出者	4 透明袋導入による分別・減量の促進 5 収集車の展開検査による適正分別・収集の促進

再資源化の方法及び収集量

種 類	項 目	収集区域の 範 囲	収集回数	方 法	収集量	搬 入 先
容器包装廃棄物	缶 類	市内全域	2回/月	容器包装リサイクル法に基づく分別収集	201 t/年	城南衛生管理組合 社会福祉施設
	びん類	市内全域	1回/2週	容器包装リサイクル法に基づく分別収集	928 t/年	城南衛生管理組合
	紙バック	市内全域（拠点）	1回/週	市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う（61か所）	12 t/年	社会福祉施設
	ペットボトル	市内全域	1回/2週	容器包装リサイクル法に基づく分別収集	592 t/年	城南衛生管理組合
	プラスチック資源 （プラスチック製 容器包装及び製品 プラスチック）	市内全域	1回/週	容器包装リサイクル法及びプラスチック資源循環法に基づく分別収集	1,861 t/年	城南衛生管理組合
	段ボール	市内全域	おおむね1～2回/月	町内会による集団回収 町内会等未組織の場合は分別収集	1,161 t/年	古紙再生業者
小 計					4,755 t/年	
その他資源ごみ	古紙類 （古布類を含む。）	市内全域	おおむね1～2回/月	町内会による集団回収 町内会等未組織の場合は分別収集	4,297 t/年	古紙再生業者
		市内全域（拠点）	随 時	市内公共施設等に古布類の回収箱を設置して回収を行う（5か所）		リユース業者
	生ごみ			既存の生ごみ堆肥化容器等による	0 t/年	自 家 処 理
	廃乾電池	市内全域	2回/週	可燃ごみ収集時に分別収集	42 t/年	城南衛生管理組合
	魚アラ	市内全域	随 時	各業者等が京都市魚アラ中継施設に搬入	176 t/年	京都市魚アラ中継施設
	剪定枝	市内全域	随 時	各業者等が城南衛生管理組合に持ち込む	122 t/年	城南衛生管理組合
	廃家電製品	市内全域	随 時	不法投棄されたものを市が回収して家電製品協会指定引取場所へ持ち込む	1 t/年	指定引取場所
		市内全域	1回/週	各家庭から市に収集依頼されたものを家電製品協会指定引取場所へ持ち込む	11 t/年	指定引取場所
	廃パソコン	市内全域	随 時	不法投棄されたもの等を市が回収して城南衛生管理組合又は再資源化施設へ持ち込む	0 t/年	城南衛生管理組合 再資源化施設
	廃食油	市内全域（拠点）	1回/週	市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う（13か所）	11,028 ℓ/年	再資源化施設
		当該地域	おおむね1～2回/月	市に登録した市民の団体が廃食油を自主的活動で回収し、業者が集積所で回収	27,664 ℓ/年	再資源化施設
	ペットボトルキャップ	市内全域（拠点）	1回/週	市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う（13か所）	2 t/年	城南衛生管理組合
	蛍光管	市内全域（拠点）	1回/週	市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う（13か所）	1 t/年	城南衛生管理組合
	小型家電 （充電池を含む）	市内全域（拠点）	2回/週	小型家電リサイクル法に基づく分別収集で、市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う（13か所）	21 t/年	城南衛生管理組合 再資源化施設
使用済インクカートリッジ	市内全域（拠点）	1回/週	市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う（13か所）	1 t/年	再資源化施設	
食品残さ	市内全域	随 時	許可業者が食品リサイクル施設に搬入	166 t/年	再資源化施設	
小 計（廃食油を除く。）					4,840 t/年	
合 計（廃食油を除く。）					9,595 t/年	

(ウ) ごみ処理フロー
家庭系

区 分	収 集 運 搬			中 間 処 理			
	処理主体	量	搬 入 先	処理主体及び施設	搬入者及び量	残 さ 量	処 分 方 法
可燃ごみ	宇治市 （直営・委託） 排出者	20,848t/年	城南衛生管理組合 クリーンパーク折居 クリーン21長谷山				
不燃ごみ	宇治市 （直営・委託） 排出者	5,119t/年 （スプレー缶 20t/年を含む。）	城南衛生管理組合 破砕 5,119t/年	城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山 （スプレー缶20t/年含） 排出者（自己搬入） 366t/年	宇治市委託業者 4,753t/年	可燃物 2,990t/年	埋立処分 1,803t/年 焼却処理 2,990t/年 売 却 326t/年 （計 5,119t/年）
			埋立（三郷山） 17t/年 * 土砂等			アルミ選別残渣 879t/年	
			（一財）宇治廃棄物処理公社 91t/年			不燃物 667t/年 不純物 0t/年 プラスチック 257t/年 鉄 304t/年 アルミ 22t/年 （計 5,119t/年）	

中間処理				最終処分		
焼却				埋立処分		
処理主体及び施設	搬入者及び量	残さ量	処分方法	処理主体及び施設	搬入者及び量	売却処分等
城南衛生管理組合 クリーンパーク折居 クリーン21長谷山	宇治市 20,848t/年	2,283 t/年	埋立処分 売却等	大阪湾フェニックス	城南衛生管理組合委託 2,283t/年	業者等 0t/年
				城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山	城南衛生管理組合 0t/年	
城南衛生管理組合 クリーンパーク折居 クリーン21長谷山	城南衛生管理組合 2,990t/年	350 t/年	埋立処分 売却等	大阪湾フェニックス	城南衛生管理組合委託 350t/年	業者等 326t/年
				城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山	城南衛生管理組合・排出者 363t/年	
				(一財)宇治廃棄物処理公社	城南衛生管理組合委託 1,440t/年 宇治市委託 91t/年	

事業系

区分 種類	収集運搬			中間処理			
	処理主体	量	搬入先	処理主体及び施設	搬入者及び量	残さ量	処分方法
可燃ごみ	許可業者 排出者	9,720t/年	城南衛生管理組合 クリーン21長谷山 9,720t/年				
不燃ごみ	許可業者 排出者	72t/年	(一財)宇治廃棄物処理公社 59t/年 城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山 13t/年 グリーンヒル三郷山 0t/年	城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山	許可業者 排出者 13t/年	可燃物 8t/年 不燃物 1t/年 アルミ選別残渣 2t/年 プラスチック 1t/年 鉄 1t/年 アルミ 0t/年 (計 13t/年)	埋立処分 4t/年 焼却処理 8t/年 売却 1t/年 (計 13t/年)

中間処理				最終処分		
焼却				埋立処分		
処理主体及び施設	搬入者及び量	残さ量	処分方法	処理主体及び施設	搬入者及び量	売却処分等
城南衛生管理組合 クリーン21長谷山	許可業者 排出者 9,720t/年	1,144 t/年	埋立処分 売却等	大阪湾フェニックス	城南衛生管理組合委託 1,143t/年	業者等 1t/年
				城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山	城南衛生管理組合 0t/年	
城南衛生管理組合 クリーンパーク折居 クリーン21長谷山	城南衛生管理組合 8t/年	1 t/年	埋立処分 売却等	大阪湾フェニックス	城南衛生管理組合委託 1t/年	業者等 1t/年
				城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山	城南衛生管理組合 0t/年	
				(一財)宇治廃棄物処理公社	宇治市 59t/年	

容器包装廃棄物

区分 種類	収集運搬			中間処理等				最終処分		
	処理主体	量	搬入先の内訳量	処理主体及び施設	搬入者及び量	分別基準適合物量等	処理主体及び施設	分別基準適合物量等	売却処分	その他
缶類	宇治市 (直営・委託)	201 t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 134t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (選別)	宇治市 134t/年	スチール 59 t/年 アルミ 65 t/年 (計 124 t/年)	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (ストックヤード)	スチール 59 t/年 アルミ 65 t/年 (計 124 t/年)	業者	
			社会福祉施設 67t/年	社会福祉施設	宇治市 67t/年	スチール 32 t/年 アルミ 35 t/年 (計 67 t/年)	社会福祉施設	スチール 32 t/年 アルミ 35 t/年 (計 67 t/年)	業者	
びん類	宇治市 (直営・委託)	928 t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 928t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (選別)	宇治市 928t/年	無色 236 t/年 茶色 204 t/年 その他 107 t/年 再生びん 318 t/年 (計 865 t/年)	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (ストックヤード)	無色 236 t/年 茶色 204 t/年 その他 107 t/年 再生びん 318 t/年 (計 865 t/年)	業者	指定法人 107 t/年 資源化委託 318 t/年
			社会福祉施設 12t/年	社会福祉施設			社会福祉施設	紙パック 12 t/年	業者	
紙パック	宇治市 (直営)	12 t/年	社会福祉施設 12t/年				社会福祉施設	紙パック 12 t/年	業者	
ペットボトル	宇治市 (直営・委託)	592 t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 592t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (選別)	宇治市 592t/年	ペットボトル 520 t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (ストックヤード)	ペットボトル 520 t/年	業者	

プラスチック資源 (プラスチック製 容器包装・製品プラス チック)	宇治市 (直営)	1,861 t/年	城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山 1,861t/年	城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山 (選別・圧縮・梱包)	宇治市 1,861t/年	プラスチック資源 1,412 t/年	城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山 (ストックヤード)	プラスチック資源 1,412 t/年	/	指定法人 1,412 t/年
段ボール	宇治市 (直営・委託) ・自治会等 (集団回収)	1,161 t/年	宇治市(保管のみ) 古紙回収業者 1,161t/年	古紙再生業者	宇治市(保管のみ) 古紙回収業者 1,161t/年	段ボール製容器包装 1,161 t/年	宇治市(ストックヤード) 再資源化施設	段ボール製容器包装 1,161 t/年		業者 1,161 t/年

* 分別基準適合物量：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量も含む。
* 中間処理の選別後、発生した残さについては破砕処理又は埋立処分を行う。

その他の主な資源ごみ

区分 種類	取 集 運 搬			中 間 処 理 等				最 終 処 分	
	処理主体	量	搬入先の内訳量	処理主体及び施設	搬入者及び量	残さ量	処分方法	処理主体及び施設	搬入者及び量
廃家電製品 (不法投棄)	宇治市 (直営)	1 t/年	家電製品協会 指定引取場所 1t/年	家電製品協会 指定引取場所	宇治市 1t/年	/	再利用	再資源化施設	/
廃家電製品	宇治市 (直営)	11 t/年	家電製品協会 指定引取場所 11t/年	家電製品協会 指定引取場所	宇治市 11t/年	/	再利用	再資源化施設	/
廃パソコン (不法投棄等)	宇治市 (直営)	0 t/年	城南衛生管理組合 再資源化施設 0t/年	再資源化施設	城南衛生管理組合 宇治市 0t/年	/	再利用	再資源化施設	/
廃食油	宇治市(委託) 協力団体等	38,692 ℓ/年	再資源化施設 38,692ℓ/年	再資源化施設	業者 38,692ℓ/年	/	再利用	再資源化施設	/
ペットボトル キャップ	宇治市 (直営)	2 t/年	城南衛生管理組合 2t/年	再資源化施設	城南衛生管理組合 2t/年	/	再利用	再資源化施設	/
蛍光管	宇治市 (直営)	1 t/年	城南衛生管理組合 1t/年	再資源化施設	城南衛生管理組合 1t/年	/	再利用	再資源化施設	/
小型家電	宇治市 (直営)	21 t/年	再資源化施設 21t/年	再資源化施設	宇治市 業者 21t/年	/	再利用	再資源化施設	/
使用済インク カートリッジ	宇治市 (直営)	1 t/年	再資源化施設 1t/年	再資源化施設	宇治市 業者 1t/年	/	再利用	再資源化施設	/
食品残渣	許可業者	166 t/年	再資源化施設 166t/年	再資源化施設	許可業者 166t/年	/	再利用	再資源化施設	/

(エ) 住民に対する広報・啓発活動

広報(発行頻度、内容等)

10回程度/年、分別排出方法、減量、リサイクル等

啓発活動

チラシの作成・配布
生徒・児童・幼児教育(収集車両、紙芝居等を利用)
看板設置
マスメディア(FMうじ等)による広報
宇治市ホームページによる広報
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に係る
分別排出等の啓発活動
出前講座

(オ) 中間処理施設の概要

・焼却施設

処 理 主 体	城南衛生管理組合	
施 設 名 称	クリーン21長谷山	クリーンパーク折居
所 在 地	城陽市富野長谷山1-270	宇治市宇治折居18
処 理 方 式	全連続燃焼式	全連続燃焼式
公 称 能 力	120 t/日×2基	57.5 t/日×2基

・破砕施設

処 理 主 体	城南衛生管理組合
施 設 名 称	リサイクルセンター長谷山
所 在 地	城陽市富野長谷山1-270
処 理 方 式	二軸低速回転式 + 堅型高速回転式
公 称 能 力	60t/日

・再資源化施設

処 理 主 体	城南衛生管理組合	
施 設 名 称	エコ・ポート長谷山	リサイクルセンター長谷山
所 在 地	城陽市富野長谷山1-270	城陽市富野長谷山1-270
公 称 能 力	46 t/日 (缶、びん、ペットボトル)	17t/日 (プラスチック製容器包装、製品プラス チック)

(カ) 最終処分施設の概要

処 理 主 体	城南衛生管理組合	大阪湾広域臨海環境整備センター (大阪湾フェニックス)
施 設 名 称	グリーンヒル三郷山	大阪沖埋立処分場
所 在 地	久御山町佐古梶石1-3	大阪港（大阪市此花区北港直地地先）
埋 立 方 式	サンドイッチ方式	—
埋 立 面 積	17,000㎡	950,000㎡
埋 立 容 積	200,000㎡	14,000,000㎡
残 余 量	92,483㎡	—

処 理 主 体	(一財)宇治廃棄物処理公社
施 設 名 称	(一財)宇治廃棄物処理公社廃棄物埋立処分地
所 在 地	宇治市池尾仙郷山6-2
埋 立 方 式	サンドイッチ方式
埋 立 面 積	78,479㎡
埋 立 容 積	972,571㎡
残 余 量	—

(2) 生活排水処理実施計画

(ア) 生活排水処理計画

区 分	処 理 主 体	区 域	人 口
1 計画処理区域内人口		市内全域	180,441
2 水洗化・生活排水処理人口			170,857
(1) 合併処理浄化槽	個人等		7,689
(2) 下水道	宇治市 (公共)	宇治川東岸－菟道等	60,947
	京都府 (流域)	宇治川西岸－横島町・小倉町・広野町等	102,221
3 水洗化・単独処理浄化槽 (生活排水未処理人口)	個人等		7,688
4 非水洗化人口	し尿収集 城南衛生管理組合		1,894
	自家処理 個人等		2
5 計画処理区域外人口			

(イ) し尿・浄化槽汚泥収集運搬計画

項 目 種 類	処 理 主 体	収集区域の範囲	収 集 回 数	備 考
し 尿	城南衛生管理組合 (委託)	市 内 全 域	おおむね20日毎収集	定期収集
			随 時	臨時収集
浄 化 槽 汚 泥	許可業者	市 内 全 域	年1～2回	

(ウ) し尿・浄化槽汚泥処理フロー

種 類	区 分	収 集 運 搬			中 間 処 理			
		処理主体	量	搬入先	し 尿 処 理			
		処理主体	量	搬入先	処理主体及び施設	搬入者及び量	処理量	処分方法
し 尿		城南衛生管理組合 (委託)	3,054 k1/年	城南衛生管理組合 クリーンピア沢	城南衛生管理組合 クリーンピア沢 クリーン2 1長谷山	城南衛生管理組合 (委託) 3,054k1/年	3,054 k1/年	公共下水道 排出
							7 t/年	焼却処分 (し渣等)
浄 化 槽 汚 泥		許可業者	9,088 k1/年	城南衛生管理組合 クリーンピア沢	城南衛生管理組合 クリーンピア沢 クリーン2 1長谷山	許可業者 9,088k1/年	9,088 k1/年	公共下水道 排出
							20 t/年	焼却処分 (し渣等)

最 終 処 分		
し 尿 処 分		
処理主体及び施設	量	処分方法
京都府洛南浄化センター	3,054 kl/年	浄化処理後、放流
城南衛生管理組合グリーンヒル三郷山 大阪湾フェニックス	7 t/年	埋立 (クリーンピア沢槽清掃時の土砂、沈砂等)
京都府洛南浄化センター	9,088 kl/年	浄化処理後、放流
城南衛生管理組合グリーンヒル三郷山 大阪湾フェニックス	20 t/年	埋立 (クリーンピア沢槽清掃時の土砂、沈砂等)

(エ) 処理施設の概要

・し尿処理施設

処 理 主 体	城南衛生管理組合
施 設 名 称	クリーンピア沢
所 在 地	八幡市八幡沢1
処 理 方 式	前処理+希釈+公共下水道排水

・焼却施設

処 理 主 体	城南衛生管理組合
施 設 名 称	クリーン21長谷山
所 在 地	城陽市富野長谷山1-270
処 理 方 式	焼却処理

・最終処分場
(埋立)

処 理 主 体	城南衛生管理組合	大阪湾広域臨海環境整備センター (大阪湾フェニックス)
施 設 名 称	グリーンヒル三郷山	大阪沖埋立処分場
所 在 地	久御山町佐古梶石1-3	大阪港 (大阪市此花区北港直地地先)
埋 立 方 式	サンドイッチ方式	—
埋 立 面 積	17,000㎡	950,000㎡
埋 立 容 積	200,000㎡	14,000,000㎡
残 余 量	92,483㎡	—

(放流)

処 理 主 体	京都府
施 設 名 称	洛南浄化センター
所 在 地	八幡市八幡焼木他
処 理 方 法	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速ろ過 凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法+急速ろ過
面 積	203,000㎡
処 理 能 力 水 量	210,300㎡/日
放 流 先	宇治川

(揭示済)

宇治市告示第46号

令和8年度固定資産の価格等の登録について

固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の令和8年度の価格等の全てを登録したので、地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定により告示します。

令和8年4月1日

宇治市長 松村 淳子

(揭示済)

宇治市告示第49号

地方自治法第252条の7第1項の規定に基づき、京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、精華町、相楽中部消防

組合及び乙訓消防組合は、京都府南部地域における消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の共同設置に関する規約を次のとおり定めます。

令和8年4月7日

宇治市長 松村 淳子

京都府南部地域における消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の共同設置に関する規約

(共同設置する地方自治体)

第1条 京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、精華町、相楽中部消防組合及び乙訓消防組合(以下「構成団体」という。)は、地方自治法第252条の7第1項の規定に基づき、共同して、消防指令業務に係る事務を処理する内部組織を設置するものとする。

(名称)

第2条 前条の規定により共同して設置する内部組織の名称は、情報指令課とする。

(執務場所)

第3条 情報指令課の執務場所は、京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内21番地の3とする。

(職員の選任の方法等)

第4条 情報指令課の職員(以下この条から第7条までにおいて「職員」という。)は、構成団体の消防長の協議により定める職員の候補者のうちから、京都市(以下「代表団体」という。)の消防長がこれを選任するものとする。

2 職員の定数は、構成団体の消防長の協議により決定するものとする。

3 職員に欠員が生じたときは、代表団体の消防長は、速やかにその旨を構成団体(代表団体を除く。)の消防長に通知するとともに、第1項の規定により職員を選任するものとする。

(職員の給料等の取扱い)

第5条 代表団体は、職員の給料及び手当(退職手当を除く。)(以下「給料等」という。)の額並びにその支給方法について、前条第1項の規定による選任をされる日の前日において当該職員が属する構成団体の給料等に関する条例、規則その他の規程の規定に定める額及び支給方法となるように必要な措置を講じるものとする。

(職員の身分取扱いに関する諸規程)

第6条 代表団体の長は、職員の給料等の額及びその支給方法その他職員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃したときは、構成団体(代表団体を除く。)の長に通知しなければならない。

(職員の懲戒処分)

第7条 代表団体の消防長は、職員の懲戒処分をする場合においては、あらかじめ関係する構成団体の消防長と協議しなければならない。

(負担金)

第8条 情報指令課に関する経費(次条に規定する経費を除く。)は、構成団体が負担するものとする。

2 前項の規定により各構成団体が負担すべき額(以下「負担金」という。)は、構成団体の長の協議により定めるものとする。

3 構成団体(代表団体を除く。)は、負担金を代表団体に交付しなければならない。

4 負担金の交付の時期は、構成団体の長の協議により定めるものとする。

(専ら代表団体のために行う事務に要する経費)

第9条 代表団体は、専ら代表団体のために特定の事務を管理し、及び執行する場合においては、これに要する全ての経費を負担し

なければならない。

(予算)

第10条 第8条第1項に規定する経費は、代表団体の一般会計の予算に計上するものとする。

(決算)

第11条 代表団体の長は、第8条第1項に規定する経費に関する決算を代表団体の議会の認定に付したときは、当該決算を構成団体(代表団体を除く。)の長に報告しなければならない。

(事務の管理及び執行に関する諸規程)

第12条 情報指令課の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程については、構成団体の長は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、情報指令課が処理する事務に関し必要な事項は、構成団体の長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、代表団体が告示で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日から代表団体が告示で定める日までの間(以下「第1期運用期間」という。)における第1条の規定の適用については、同条中「宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、精華町、相楽中部消防組合」とあるのは、「京田辺市、久御山町、精華町」とする。

3 前項の規定にかかわらず、第1期運用期間において、宇治市、城陽市、八幡市及び相楽中部消防組合は、第1条に規定する構成団体とみなして、第8条及び第11条の規定を適用する。

(揭示済)

公 告

宇治市公告第17号

物品(救急自動車、化学消防ポンプ自動車、船外機、船外機用プロペラ、2tプレス塵芥車)の売払いに係る一般競争入札について

物品(救急自動車、化学消防ポンプ自動車、船外機、船外機用プロペラ、2tプレス塵芥車)の売払いについて、電子入札による一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和8年4月3日

宇治市長 松村 淳子

1 入札により売り払う物品

物品名	物品詳細	
救急自動車	車名	トヨタ
	自動車の種別	普通
	乗車定員	7人
	車台番号	TRH226-0016511
	型式	CBF-TRH226S
	自動車登録番号	京都830さ2899
	原動機の型式	2TR
	総排気量	2.69リットル
	トランスミッション	オートマチック
	初度登録年月	平成28年10月
	車検証有効期限	一時抹消済

	走行距離	158,754 km		車台番号	FEA53-540063	
	車両重量	2,790 kg		型式	TSG-FAE53	
	車両寸法	L = 565 cm		2 t プレス 塵芥車	自動車登録番号	京都830 そ 301
		W = 189 cm			原動機の型式	4P10-S20
		H = 249 cm			総排気量	2.99リットル
	燃料の種類	ガソリン			トランスミッション	オートマチック
	車両の色	白			初度登録年月	平成28年1月
	リサイクル料金	13,900円			車検証有効期限	一時抹消済
	備考	平成12年騒音規制車			走行距離	134,540 km
	化学消防 ポンプ自 動車	車名			日野	車両重量
自動車の種別		普通	車両寸法		L = 522 cm	
乗車定員		6人			W = 184 cm	
車台番号		GX7JGW-12406		H = 229 cm		
型式		BDG-GX7JGWA改	燃料の種類	軽油		
自動車登録番号		京都830さ2302	車両の色	緑		
原動機の型式		J07E	リサイクル料金	8,830円		
総排気量		6.40リットル	最大積載量	2,000 kg		
トランスミッション		マニュアル	備考	平成13年騒音規制車		
初度登録年月		平成23年2月	※ 走行距離は救急自動車、化学消防ポンプ自動車は令和8年2月6日（金）、2 t プレス塵芥車は令和8年3月17日（火）時点のものであり、使用中の車両であるため増加する。			
車検証有効期限		一時抹消済	※ 物品は現状引渡しにつき、引渡し後の不調、損傷等についての補償は一切行わない。			
走行距離		27,102 km	※ Lは長さとし、Wは幅とし、Hは高さとする。			
車両重量		9,080 kg	2 入札方法			
車両寸法		L = 700 cm	(1) 本公告に係る物品の売払いは、K S Iインターネット公有財産売却システム（以下「官公庁オークション」という。）を利用して行う。			
		W = 228 cm	(2) 官公庁オークションは、以下のサイトにアクセスして利用する。入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社（K S I）が定める利用規約、初心者ガイド等（以下「利用規約等」という。）を熟読しておくこと。			
	H = 300 cm	URL https://www.pages.kankocho.jp/guide				
燃料の種類	軽油	3 入札に参加する者に必要な資格				
車両の色	赤	次に掲げる要件の全てを満たす者であること。				
リサイクル料金	10,810円	(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。				
備考	平成13年騒音規制車	(2) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。				
船外機	メーカー	トーハツ株式会社	(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員となっている者でないこと。			
	型式	3BH（15馬力）	(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている場合及び民事再生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合を除く。			
	エンジン	4ストローク2気筒	(5) 宇治市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）及び利用規約等の内容を承諾し、及び順守することができること。			
	総排気量	351 cc	(6) その他ガイドラインに定めるところによる。			
	ボアストローク	61×60（mm）	4 入札の参加申込			
	最大出力	11 kw	入札に参加しようとする者は、官公庁オークションにより参加申込み等の手続を行うこと。			
	始動方式	マニュアル				
	コントロール方式	バーハンドル				
	ギアシフト	前進 / 中立 / 後進				
	最大使用回転範囲	5,000～6,000				
	重量	63 kg以下				
	燃料	ガソリン				
	フュエルタンク	12Lポータブルタンク				
	購入時期	平成26年1月				
	船外機用 プロペラ	メーカー	ヤマハ			
品番		663-45952-02（5枚） 69W-45952-00-EL（1枚）				
ダイヤ（直径）		11-3 / 8				
ピッチ		12				
材質		アルミニウム				
羽数		3				
回転方向		右				
	車名	三菱				
	自動車の種別	普通				
	乗車定員	3人				

5 物品の確認

(1) 確認の受付

令和8年4月3日(金)から同月21日(火)まで(各日午前9時から午後5時まで。土曜日及び日曜日を除く。)(4)の担当課へ電話にて予約すること。

(2) 確認日

令和8年4月22日(水)、23日(木)

(3) 場所

京都府宇治市宇治琵琶33番地

(4) 担当課

宇治市人権環境部まち美化推進課
電話番号 0774-20-8692

(5) その他

試乗はできない。

6 入札保証金

(1) 入札保証金の納付は、クレジットカードによる納付のみとする。官公庁オークションにより参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続に従って、クレジットカードにより納付すること。

(2) 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。

(3) 落札者が、11(2)の契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は本市に帰属する。

7 予定価格(消費税及び地方消費税を含む。)

物品名	予定価格
救急自動車	300,000円(リサイクル料金を含む。)
化学消防ポンプ自動車	300,000円(リサイクル料金を含む。)
船外機	10,000円
船外機用プロペラ	6,000円
2tプレス塵芥車	59,000円(リサイクル料金を含む。)

8 入札期間等

(1) 参加申込期間

令和8年4月3日(金)
令和8年4月21日(火)

(2) 入札期間

令和8年5月12日(火) 午後1時から
令和8年5月19日(火) 午後1時まで

(3) 開札日時

令和8年5月19日(火) 午後1時

(4) 場所

官公庁オークション上

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

10 落札者決定

入札期間終了後、開札を行い、官公庁オークション上の入札において、その価格が予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札をした者(その者が2以上あるときは、くじ(官公庁オークション上の自動抽選をいう。))により決定した者)を落札者として決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号を落札者の氏名とみなす。

11 契約

(1) 契約保証金

入札保証金から充当した契約保証金は、売払代金に充当する

(2) 契約締結期限

令和8年5月29日(金) 午後5時

なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合は、売払いの決定を取り消すものとする。

(3) 契約締結の方法

契約書(2通)に、必要事項を記入し、押印の上、必要書類(本市が電子メール等で送付する契約締結に係る文書において指示する書類をいう。)を添えて(2)の契約締結期限までに問合せ先に直接持参し、又は郵送(特定記録郵便及び書留郵便に限る。)により提出すること(必着)。

12 売払代金の納付

(1) 納付期限

令和8年6月2日(火) 午後2時30分

(2) 納付方法

売払代金の残額(契約保証金を差し引いた金額をいう。以下同じ。)は、本市が指定する口座に一括で振り込むこと。

(3) その他の費用

契約費用(売払代金の残額の振込に係る費用等)、運搬費用、公租公課その他本契約の締結及び履行に係る一切の費用は、落札者の負担とする。

13 所有権の移転

売払物品の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。

14 その他

(1) 市長は、売払物品について契約不適合責任を負わない。

(2) 売払物品は、経年による劣化及び使用による損傷等が複数箇所存在すること等を十分理解した上で入札すること。

(3) 1から14までに定めるもののほか、宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)及びガイドラインに定めるところによる。ガイドラインは、本市ホームページ及び官公庁オークションから閲覧することができる。

なお、1から14までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて市長が一部を変更し、又は追加する場合があります。

問合せ先 宇治市人権環境部まち美化推進課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8692

(揭示済)

宇治市公告第18号

宇治市黄檗公園プール改修建築工事に係る条件付一般競争入札について

宇治市黄檗公園プール改修建築工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電子入札対象案件です。

なお、本工事は、「週休2日促進工事」として、月単位の週休2日に取り組む工事です。

令和8年4月3日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

(1) 工事名 宇治市黄檗公園プール改修建築工事

(2) 工事場所 宇治市五ヶ庄三番割25番地の29

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

・規模構造 鉄筋コンクリート造 平屋建て

・延床面積 682.32㎡

○工事概要

・プール改修工事に伴う建築工事 一式

プールFRP槽改修工事（大人、子供プール）

プールサイド床等改修工事（大人、子供プール）

地盤改良工事、プール大型遊具改修工事（子供プール）

機械室棟内装建具、管理棟内装改修工事

プール付属建築物（日除け）電気制御盤収納庫設置工事

外構工事

・上記に伴う撤去・処分 一式

(4) 工 種 建築一式工事

(5) 工事期間 契約日から令和9年5月14日まで 304日間

(6) その他 「宇治市黄檗公園プール改修建築工事」及び「宇治市黄檗公園プール改修機械工事」については、全ての案件に確認申請をすることができるが、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。

なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を建築工事業について受けている単体企業であること。

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の2第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けしており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における建築一式の総合評定値（P）が800点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

(9) 以下の全ての条件を満たす監視技術者資格を有する技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③ 営業所技術者以外の者であること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 営業所技術者以外の者であること。

(11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

① 配置予定監視技術者調書

② 配置予定現場代理人調書

（配置予定技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和8年4月3日 午前9時から

令和8年4月9日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和8年4月3日 午前9時から

令和8年4月9日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和8年4月20日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

- (4) その他
- ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
 - ② 提出された確認申請書等は返却しない。
 - ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- 5 設計図書の配布
- (1) 入手方法
入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。
 - (2) 配布期間
令和8年4月3日 午前9時から
令和8年5月13日 午後2時まで
- 6 設計図書類に関する質疑回答
- (1) 提出方法
設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。
 - (2) 提出先
質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課
FAX番号：0774-20-8778
 - (3) 質疑の受付期間
令和8年4月3日 午前9時から
令和8年4月21日 正午まで
 - (4) 回答
回答については、令和8年4月27日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。
- 7 入札期間及び開札の日時
- (1) 入札期間
令和8年5月12日 午前9時から午後6時まで
令和8年5月13日 午前9時から午後2時まで
 - (2) 開札日時
令和8年5月14日 午前9時00分
- 8 入札書の提出方法
- (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。
 - (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。
なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。
- 9 入札方法等
宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。
- 10 入札の無効
次の入札は、無効とする。
- (1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。
なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。
 - (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。
- 11 予定価格
本件の予定価格は、278,630,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。
- 12 最低制限価格
本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。
なお、最低基準価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。
- 13 落札者の決定
宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。
- 14 入札保証金
入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。
- 15 契約
本件の契約締結については、仮契約締結後、当該契約議案が宇治市議会の議決を要するものである。当該契約議案の議会の可決を条件に、改めて本契約を締結する。また、本契約については、令和8年7月15日を本契約予定日とし、工期については、令和9年5月14日までとしているが、変更する場合があるため、注意すること。
本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。
- 16 契約保証金
宇治市工事等競争入札心得による。
- 17 支払条件
- (1) 前払金
前払金は、各年度出来高予定額に100分の40を乗じて計算した金額とする。
 - (2) 部分払
各会計年度の支払限度額の範囲で出来高に応じて支払う。
部分払の回数は、1回とする。
 - (3) 各年度の支払限度額
各年度の支払限度額の比率は、おおむね次のように設定しているが、工事の進捗状況により、変更する場合がある。
令和8年度 72パーセント
令和9年度 28パーセント
- 18 閲覧
宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。
- 19 その他
- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
 - (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
 - (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
 - (4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
 - (5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。
なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。
- 問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号 611-8501
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話番号 0774-20-8716
FAX番号 0774-20-8778

(掲示済)

宇治市公告第19号

宇治市黄檗公園プール改修機械工事に係る条件付一般競争入札について

宇治市黄檗公園プール改修機械工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

なお、本工事は、「週休2日促進工事」として、月単位の週休2日に取り組む工事です。

令和8年4月3日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 宇治市黄檗公園プール改修機械工事
- (2) 工事場所 宇治市五ヶ庄三番割25番地の29
- (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

○建物概要

- ・規模構造 鉄筋コンクリート造 平屋建て
- ・延床面積 682.32㎡

○工事概要

- ・プール改修工事に伴う機械設備工事 一式
プール給水方法変更（上水道）に伴う給水引込工事
プールの過循環配管等改修工事（大人プール、子供プール）
プールの過機改修工事（大人プール、子供プール）
機械室給湯設備（ガス給湯）改修工事
機械室換気設備改修工事、管理棟トイレ衛生器具改修工事
- ・上記に伴う電気設備工事 一式
- ・上記に伴う撤去処分（受水槽撤去含む） 一式

- (4) 工 種 管工事
- (5) 工事期間 契約日から令和9年5月14日まで 304日間
- (6) その他 「宇治市黄檗公園プール改修建築工事」及び「宇治市黄檗公園プール改修機械工事」については、全ての案件に確認申請をすることができるが、いずれか一つの案件のみ落札することができるものとする。

なお、本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を管工事業について受けている単体企業であること。

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価値通知における管の総合評価値（P）が750点以上であること。

なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

(9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者資格を有する技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所技術者以外の者であること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所技術者以外の者であること。

(11) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類
資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書

（配置予定技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

- ・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和8年4月3日 午前9時から
令和8年4月9日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下

「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和8年4月3日 午前9時から

令和8年4月9日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和8年4月20日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書

を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和8年4月3日 午前9時から

令和8年5月13日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和8年4月3日 午前9時から

令和8年4月21日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和8年4月27日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和8年5月12日 午前9時から午後6時まで

令和8年5月13日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和8年5月14日 午前10時00分

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式

による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、131,450,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。

なお、最低基準価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本件は、落札決定後に仮契約を締結し、「宇治市黄檗公園プール改修建築工事」の議会の可決を条件に、改めて本契約を締結する。また、本契約については、令和8年7月15日を本契約予定日とし、工期については、令和9年5月14日までとしているが、変更する必要があるため、注意すること。

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、各年度出来高予定額に100分の40を乗じて計算した金額とする。

(2) 部分払

各会計年度の支払限度額の範囲で出来高に応じて支払う。

部分払の回数は、1回とする。

(3) 各年度の支払限度額

各年度の支払限度額の比率は、おおむね次のように設定しているが、工事の進捗状況により、変更する場合がある。

令和8年度 72パーセント

令和9年度 28パーセント

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他